

東温市例規検索閲覧編集システム導入保守業務仕様書

1 目的

この仕様書は、東温市の例規管理に係る事務の効率化及び法制執務支援体制の充実を図るため、令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間に於いて新たに運用を開始する「東温市例規検索閲覧編集システム（以下「例規システム」という。）」の導入及び運用保守業務に関し、必要な事項を定めるものである。

2 基本仕様

(1) 利用環境

例規システムへの接続は、本市インターネット系（愛媛県セキュリティアクラウド経由）に接続して動作するものとし、以下のいずれかの方式によるものとする。

- ① 契約業者が準備するパブリッククラウド環境への接続により、例規システムを利用するもの。
- ② 契約業者が準備するインターネット・データ・センター内に設置したサーバ（本市専用領域）に接続し、例規システムを利用するもの。

【動作環境】

対応OS：Windows 11 以上

ブラウザ：Microsoft Edge (Chromium版)、Google Chrome

(2) データベース構築

例規データベース（外部公開用データを含む。）の構築は、本市が別途データで提供する東温市例規集を対象とする。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| ① 現行例規数 | 約 <u>1,200</u> 件（令和 7年 4月 1日内容現在） |
| ② 改正例規件数 | 約 <u>250</u> 件（年間見込） |

(3) 稼働時間

定期のシステムメンテナンス期間及び緊急のシステム停止期間を除き、24時間、365日、常時、例規システムに接続して利用することができること。

(4) システム仕様 ※下記の機能を搭載していること。

< 例規検索 >

- ① 例規検索機能
用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できる機能
- ② 施行時点検索機能
指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を閲覧できる機能
- ③ 本文表示機能
例規本文を表示できる機能
- ④ リンク機能
条文中の例規・法令の引用箇所リンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能
- ⑤ 本文出力機能
例規全文又は選択した条、項、号等を Microsoft Word (docx) 形式としてダウンロードできる機能
- ⑥ 新旧対照表出力機能
例規本文を新旧対照表形式にて Microsoft Word (docx) 形式としてダウンロードできる機能
- ⑦ 出力フォーマット設定機能
例規条文及び新旧対照表の出力設定ができる機能

< 例規起案・審査 >

- ① 条文編集機能
ユーザー端末に特別なソフトウェア等をインストールすることなく、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能
- ② 改正文生成機能
条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能
- ③ 新旧対照表生成機能
条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能
- ④ 条文点検機能
条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係を点検できる機能
- ⑤ データ取込み機能
システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

< 外部公開用データ >

体系、五十音順により例規の検索及び閲覧ができる外部公開用データ（静的 HTML）を作成すること（契約業者が別途設置する外部公開用サーバへの接続による仕組みを想定）。

3 法制執務支援

(1) 法令情報の提供

国の法令の制定改廃等の情報から市例規に影響のある情報を抽出し、例規担当者向けのコメントを加えた情報を提供すること。

(2) 法制執務相談

- ① 例規の制定整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、日常生じる疑義の照会や相談に対応すること（当市の政策に係る事項や法律相談に属する事項を除く。）
- ② 当市が作成し、案文として確定した例規の制定又は改正文に疑義が生じた場合、国の法令や他の例規との整合性その他法制執務上の見地から精査を行うこと。

上記①及び②の相談件数は、合計で「年間 50 件程度」を想定

4 システム導入支援

(1) 操作研修

例規システムの構築後、令和7年10月1日の本稼働前（9月中旬頃）において、当該例規システムを利用する本市職員に対し、操作説明研修会を実施すること。

(2) サポート窓口

例規システムの操作方法についての問合せ窓口（電話、メール、Fax等）を設置すること。

5 データ更新

例規データベースの更新は、各年度の市議会定例会終了後（年4回以上、最大で年12回）に行うものとし、可能な限り最新の例規集が検索閲覧可能となるよう早期のデータ更新を行うこと。

6 システム保守等

- (1) 例規システムに係る専門知識を有する技術者を確保し、運用管理に必要な情報を随時提供するとともに、本市からの問合せに迅速かつ適切なメンテナンスを実施すること。
- (2) システム障害発生時において、平日かつ契約業者の営業日（サービス時間内）に連絡があった場合は、直ちに状況把握を行い、技術者による適切な指示又は復旧処置を行うこと。なお、土日、祝日その他営業時間外の場合にあつては、メール又はFax等により連絡を受け、翌営業日以降、速やかに対応に当たること。
- (3) システム障害に対し、発生した現象の詳細な分析を行うため、システムログの収集が可能であること。
- (4) システムの安定稼働及びセキュリティ保持のために必要と判断する場合は、速やかに

パッチの適用を行い、適切なシステム管理を行うこと。

- (5) 夜間処理等による定期的なデータのバックアップを行い、障害発生時には最終バックアップの状態まで復旧すること。

7 見積書

「2 基本仕様(2)」で示した現行例規数及び改正例規件数を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度から5年間(令和7年10月から令和12年9月まで)に必要なシステム運用保守等の一切の費用について見積額を算出すること。

8 納入時期

令和7年9月30日(火)までに、例規システム導入を完了すること。

9 留意事項

この仕様書に定めるもののほか、疑義等が生じた場合は、その都度協議するものとする。